

「山形県総合文化芸術館（文化機能）」の指定管理者の指定について

さきに公募を行った「山形県総合文化芸術館（文化機能）」の指定管理者について、下記のとおり指定しましたのでお知らせします。

- 1 施設名 山形県総合文化芸術館（文化機能）
- 2 募集期間 令和6年6月14日から令和6年7月19日まで
- 3 申請団体数 1団体

4 指定管理者として指定した団体

団体名： みんぐるやまがた

（公益財団法人山形県生涯学習文化財団、公益社団法人山形交響楽協会、
サントリーパブリシティサービス株式会社）

住 所： 山形市緑町一丁目2番36号

5 審査の方法

選定基準に基づき、山形県観光文化スポーツ部指定管理者審査委員会（弁護士、公認会計士、大学教授等の外部有識者を含む計6名で構成）において、次のとおり総合的に審査及び評価を行った。

（1）審査の手順

- ・ 申請団体の資格要件への適合の確認
- ・ 事務局からの申請概要等の説明
- ・ 申請団体による事業計画内容についてのプレゼンテーション
- ・ 申請団体に対する質疑、応答
- ・ 各審査委員による評点及び各評点結果の集計
- ・ 評点結果に基づく総合的な審議・評価

（2）評価の方法

募集要項に示した選定基準に基づき、施設の平等利用は確保されるか、事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができるか、事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実にを行う能力を有しているかなど、幅広い見地から総合的に審議・評価した。

6 選定基準

選定基準	審査項目	審査のポイント	配点	
I 基本事項	1 施設の設置目的と管理運営方針	○県が示す管理運営の基本的考え方と申請者が提案した方針は合致するか。 ○申請者の経営モラルは適切か。	※	
	2 収支計画の適確性及び実現の可能性	○申請者が提示した指定管理料は、県が示した上限額以内となっているか。 ○収支の積算と事業計画は整合性が図られているか。 ○収支計画は実現可能なものか。 ○業務遂行のための適切な積算となっているか。 ○現指定管理者が申請者の場合は、現事業計画の履行状況から、次期事業計画は実現可能か。		
	3 施設の維持管理の適確性	○当該施設を適切かつ安定的に管理運営する能力があるか。 ○県が求める維持管理の基準に合致しているか。		
	4 危機管理対策、情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組	○危機が発生した場合の対応計画及び予防対策は明確か。 ○情報公開、個人情報の保護及び公益通報者保護の取組みは明確か。		
	5 労働法令の遵守	○労働関係法令は遵守しているか。 ○最低賃金は遵守しているか。		
II 施設の平等利用の確保	1 施設の平等利用を図るための具体的手法と期待される効果	○使用許可手続き、利用料金体系等が、平等に利用できる仕組みになっているか。 ○使用許可の手続き、決定手続き、利用案内等の考え方が利用者の利便性を踏まえたものになっているか。	6点	6点
III 事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができること	1 管理経費における経済性	○効率的な維持管理を図ることなどにより、提案額は県が示す上限額と比べ節減は図られているか。	10点	60点
	2 施設の活性化に配慮した貸館運営	○文化芸術の振興を図りつつ、施設の利用促進を推進する方針は適切か。 ○利用促進の取組内容・配慮は十分か。 ○具体的かつ適切な達成目標（利用者数等）を設定しているか。 ○貸館利用者ニーズ、苦情等の把握及び対応は適切か。	10点	
	3 企画事業及び自主事業の企画・実施	○多種多様かつ良質な文化芸術の鑑賞や、誰もが気軽に参加・体験できる機会の提供など、企画事業が具体的で、効果的なものとなっているか。 ○共催の考え方は適切か。 ○補助金・助成金等の活用は適切か。 ○具体的かつ適切な達成目標（利用者数等）を設定しているか。 ○広報計画の内容は適切か。	20点	
	4 山形魅力発信モールとの連携	○山形魅力発信モール指定管理者との意思疎通が十分に図られる仕組みとなっているか。 ○事業の実施において、山形魅力発信モールを活かした取組みが考えられているか。	5点	
	5 地域、他県類似施設等との連携	○地域、関係機関等との連携の考え方が、地元企業の参画・活用や地域経済への貢献を考慮したものとなっているか。 ○他県類似施設、県内公立文化施設との連携の考え方は適切か。	5点	

	6 施設の維持管理の内容の妥当性	○施設の安全管理、利用者の安全管理の取組み（防犯・防災・事故防止・感染症防止等の対策）は十分か。 ○維持管理の内容（実施回数、箇所等）は効率的で適切な計画となっているか。 ○山形魅力発信モールへの配慮がなされた維持管理になっているか。	10点	
IV 事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有すること	1 安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制	○職員体制（人数、配置体制）は十分か。 ○責任の所在は明確か。 ○専門的な能力を有する人材の配置は十分か。 ○職員の採用、確保方策は適切か。 ○職員の育成、研修体制は十分か。 ○外部委託の実施計画は妥当か。 ○共同企業体の場合、構成員の責任・役割分担は妥当か。 ○過去に本県の公の施設の指定管理者として重大な協定違反等をした事実はないか。あった場合は適切な措置がとられているか。	10点	25点
	2 安定的な運営が可能となる財務状況及び経営基盤	○申請者の財務状況は健全か。 ○金融機関、出資者等の支援体制は十分か。	10点	
	3 安定的な運営が可能となる業務実績	○類似業務の実績の有無。	5点	
V その他	利用者要望への対応	○利用者ニーズの把握や苦情対応を適切に行い、運営に反映する仕組みになっているか。 ○トラブルの未然防止、発生時の対策は妥当か。	2点	9点
	緊急時の対応	○防災対策、緊急時及び事故発生時の対策（未然防止対策を含む。）は妥当か。 ○帰宅困難者受入関係	3点	
	情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組み	○情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組みは妥当か。	2点	
	県への施策への協力	○県が進める各種施策（別表）に対し、協力しているか。	2点	
合 計			100点	

※ 基本事項について、満たしていなければ「失格」となる。

(別表) 県の施策への協力で評価する各種施策

① エコアクション 21 取得
② 障がい者雇用
③ 子育て支援
④ やまがたスマイル企業認定制度
⑤ 建設雇用改善優良事業所表彰
⑥ 地域貢献活動（災害活動、マイロード等）
⑦ 新規学卒者の雇用・インターンシップ受入れ
⑧ 女性の活躍推進
⑨ 協力雇用主としての活動
⑩ 新分野進出等経営革新への取組み（再生可能エネルギー分野への進出を含む）
⑪ 当該施設におけるキャッシュレス決済への対応
⑫ その他必要と認める施策

7 選定理由

山形県観光文化スポーツ部指定管理者審査委員会における審査結果は下記のとおりであり、この審査結果を踏まえ「みんぐるやまがた」を指定管理者の候補者として選定した。

- 選定基準Ⅰについて
 - ・各審査項目の基準を満たしていた。
- 選定基準Ⅱについて
 - ・使用手続きや利用案内等の考え方が利用者の利便性を踏まえたものであるとともに、利用料金体系について、条例及び施行条例に基づいた料金設定とされ、利用機会の均等と公平性も考慮された提案であったこと等が評価された。
- 選定基準Ⅲについて
 - ・管理経費における経済性について、提案額は募集要項で示した上限額よりやや低い額であった。
 - ・施設の活性化に配慮した貸館運営について、利用者ニーズに最大限応える柔軟な運営を実施する等、利用促進のための具体的取組みの提案等が高く評価された。
 - ・企画事業及び自主事業の企画・実施について、多種多様かつ良質な文化芸術の鑑賞や、誰もが気軽に参加・体験できる機会の提供として、これまでに実績のある事業の継続や新規事業の計画について提案があり、更に文化芸術振興に留まらず、観光との連携により山形県の魅力発信と地域経済波及効果の拡大に努めるとの提案等もあり、高く評価された。
- 選定基準Ⅳについて
 - ・安定的な運営が可能となる業務実績について高く評価されるとともに、経営基盤についても財務状況が健全であると評価された。
- 選定基準Ⅴについて
 - ・県の施策への協力について、女性の活躍促進や地域貢献活動、障がい者雇用等を実施している姿勢が高く評価された。

以上、総合評価による審査の結果、「みんぐるやまがた」を指定管理者の候補者とする事が適当であるとされた。

区分	みんぐるやまがた
選定基準Ⅰ	適格
選定基準Ⅱ	4.4
選定基準Ⅲ	47.8
選定基準Ⅳ	19.3
選定基準Ⅴ	6.7
合計	78.3

(注1) 点数は、各審査委員の平均値である。

(注2) 点数は、小数第2位を四捨五入したものである。そのため、合計欄の数値が、選定基準Ⅰ～Ⅳまでの集計値と一致しない場合がある。

8 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

9 指定

令和6年9月県議会の議決を経て、令和6年10月25日に指定管理者として指定した。